

水質汚濁防止法等の施行状況について(2022年度)



環境省は、2022年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

2023年3月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場の数は約254,800であり、前年度から約1,400減少しています。

また、2022年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、約27,200件(前年度約26,500件)、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、約5,700件(前年度約6,000件)、改善命令の件数は10件(前年度14件)であり、一時停止命令の件数は0件(前年度0件)で、罰則の適用となる排水基準違反が確認された工場、事業場の数は1(前年度2)で、改善命令の件数が減少していました。なお、違反業種・施設はその他無機化学工業製品製造業で、違反項目は、水素イオン濃度(pH)でした。

そして、水質総量規制に関する罰則の適用は0件で、改善措置命令は1件、指導については63件ありました。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績があり、短納期での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談下さい。

資料 [2024年1月30日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 武井友宏